

- 平成17年7月1日から平成18年3月31日まで
- (4) 納入期限
平成17年7月1日(金)
 - (5) 納入場所
要求仕様書のとおり
 - (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、当該調達役務の利用期間(9月間)に係る総額とし、内訳(初期費用、工事費用、月額回線料金等)を記載すること。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び要求仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成14年熊本県告示第516号)による審査のうえ、有資格者として登録された者であること。
 - (2) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)の規定に基づき、登録又は届出の手続を行っている電気通信事業者であること。
 - (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
 - (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
 - (5) 5の(4)の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領(平成14年熊本県告示第811号)による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
平成17年4月27日(水)から平成17年5月12日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
 - (2) 提出場所
4に記載のとおり
 - (3) 提出方法
4に記載の場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
 - (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県工業技術センター企画調整課
郵便番号 862-0901 熊本市東町三丁目11番38号
電話番号 096-368-2101
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
 - (2) 入札説明書及び要求仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間
平成17年4月27日(水)から平成17年5月12日(木)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時までとする。
 - イ 交付場所
4に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時
平成17年5月17日(火)午後1時30分から
 - イ 場所
熊本市東町三丁目11番38号
熊本県工業技術センター本館2階大会議室
 - (4) 入札書の提出方法
5の(3)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成17年5月16日(月)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 その他

- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額（当該調達役務の利用期間（9月間）に係る総額）の100分の5以上の金額を5の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ケ 2以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額（当該調達役務の利用期間（9月間）に係る総額）の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去2年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けない。

登載依頼

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月27日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第29号

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

熊本県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年熊本県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表市町村の表中三角町、不知火町、松橋町、小川町、豊野町、一の宮町、阿蘇町及び波野村の項を削り、同表中「南小国町」を「（阿蘇郡）南小国町」に改め、同表上天草市の項の次に次のように加える。

宇城市	議会事務局		局長	
	市長部局	本庁（会計課を含む。）		部長 次長 課長 政策審議員
		支所		支所長 課長 政策審議員
		出張所		所長
		市民病院		院長 副院長 部長 事務長 看護師長
老人ホーム		園長		
教育委員会	保育園（不知火保育園に限る。）		園長	
	事務局	事務局		教育長 部長 課長 政策審議員
		給食センター		所長
		教育分室		分室長
		中学校		校長 教頭
小学校		校長 教頭		
監査委員事務局			局長	
農業委員会事務局			局長	
阿蘇市	議会事務局		局長 次長	
	市長部局	本庁（会計課を含む。）		課長 審議員 課長補佐
		支所		支所長 審議員 次長
		阿蘇山上事務所		所長
		保育所（宮地保育園、内牧保育園及び黒川保育園に限る。）		園長
		老人ホーム		園長
		子育て支援センター		所長
		病院		病院長 事務長 副院長 事務次長 総看護師長 看護師長 薬局長 技師長
波野診療所		事務長		
教育委員会	事務局		教育長 課長 課長補佐	
	給食センター		所長	
	中学校		校長 教頭	
	小学校		校長 教頭	
選挙監理委員会事務局			局長 次長	
監査委員事務局			局長 次長	
農業委員会事務局			局長 次長	

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月27日

熊本県人事委員会委員長 松 尾 隆 樹

熊本県人事委員会規則第30号

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

熊本県職員等の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年熊本県人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2（その2）備考2中「警察学校の初任総合科の卒業者」を「採用時教養の修了者」に改める。